

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について」の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

あなたが利用しようと考えている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとは・・・

介護保険の「要介護（要支援）認定申請」又は「基本チェックリスト」の実施の結果、「要支援1・2」または「事業対象者」と認定された方は、「介護予防・生活支援サービス事業（以下、「サービス事業」という。）」等を利用することができます。

サービス事業は、できるだけ介護を受ける状態を少なくし、自立した生活を目指すための支援になります。このサービスの利用をするためには「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス計画書（以下、「サービス計画」という。）」を作成することが必要です。担当者が説明を行いながら意向を確認し、適切な利用のための援助を行います。

1 事業者

法 人 名	医療法人 和同会
代 表 者 名	理事長 高橋 幹治
法 人 所 在 地	宇部市大字西岐波229番地の3

2 事業所の概要

事 業 所 名	宇部市西部第1地域包括支援センター
所 在 地	宇部市大字際波字東河田287番地の1 宇部西在宅総合支援センター内
電 話 番 号	0836-45-3969
F A X 番 号	0836-45-1224
運 営 主 体	医療法人 和同会
事業者指定番号	3500200063
管 理 者 名	宇部市西部第1高齢者総合相談センター長
サービス提供地域	宇部市西部第1圏域（西宇部・厚南）

3 職員の体制

管理者 （主任介護支援専門員と兼務）	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	社会福祉士
（1名）	1名	1名	1名	1名

4 営業日および営業時間等

営業時間	月～金曜日	8：30～17：15
休日	土・日曜日及び祝祭日、年末年始（12/29～1/3）	

5 サービス利用料および利用者負担

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（サービス計画の作成及び計画作成後の便宜の供与等）については、利用者負担はありません。
- ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により利用者負担が生じる場合があります。
- (2) 担当者が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となる場合があります。

6 提供するサービス内容

(1) サービス計画の作成

- ① ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、サービス事業等およびその他の必要な保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス計画を作成します。
- ② 作成にあたって事業者は担当者を選任し、ご契約者および家族の意向を確認しながら契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込み、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供してサービスの選択を求めます。
なお、ご契約者および家族は、複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、サービス計画に位置づけられたサービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- ③ 前項で作成したサービス計画の原案に盛り込んだサービス事業等について、保険給付又は地域支援事業の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者およびその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。
- ④ サービス担当者会議を開き、サービス計画原案に対してサービス担当者、主治医の確認と意見を求め、適切に援助が実施されるよう調整します。

(2) サービス計画作成後の便宜の供与

- ① ご契約者及びその家族等、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握します。
- ② サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ ご契約の意思を踏まえて、要介護（要支援）認定の申請等に必要な援助を行います。

(3) サービス計画の変更

ご契約者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス計画を変更します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当者

サービス提供時に、担当者を決定します。

なお、担当者は、事業者が委託する居宅介護支援事業者の介護支援専門員が担当となる場合があります。

(2) 担当者の交替

①事業者からの交替

事業者の都合により、担当者を交替することがあります。その際には、ご契約者がサービス利用上の不利益を生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された担当者の交替を希望する場合には、その理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることが出来ます。

(3) 担当者の氏名及び連絡先の病院等への伝達

ご契約者および家族は、ご契約者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。

8 個人情報の保護

(1) 業務上知り得た個人情報の保護

当事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報は、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、細心の注意をもって管理を行います。

(2) サービスの利用調整にともなう個人情報の取り扱い

サービス担当者会議、サービス事業者との連絡調整等、円滑にサービスの利用調整を行うため個人情報をサービス事業所等に提供する必要がありますので、この場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た範囲内で個人情報を提供します。

9 相談・苦情対応窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談・苦情対応 受付窓口	電話番号 0836-45-3969 FAX番号 0836-45-1224 苦情受付担当者 宇部西部第1地域包括支援センター管理者 対応時間 8:30~17:15
-------------------------	--

(2) 次の機関においても苦情申出等ができます。

市介護保険相談窓口 宇部市介護保険課	所在地 宇部市常盤町一丁目7番1号 電話番号 0836-34-8396 FAX番号 0836-22-6026 対応時間 8:30~17:15
山口県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 山口市朝田1980番地の7 電話番号 083-995-1010 FAX番号 083-934-3665 利用時間 9:00~17:00

【説明確認欄】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明します。

事業者 宇部市西部第1地域包括支援センター
医療法人 和 同 会
理事長 高 橋 幹 治

説明者_____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、了承しました。

利用者 住 所_____

氏 名_____ 印

介護保険被保険者番号_____

代筆者 住 所_____

氏 名_____ 印